

大阪高裁総第 588 号

令和 4 年 7 月 15 日

山 中 理 司 様

大阪高等裁判所長官 後 藤



司法行政文書不開示通知書

6 月 23 日付け（同月 27 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪高裁の令和 4 年 1 月から同年 6 月までの裁判官会議議事録のうち、(d)  
司法行政に対する苦情申出への措置及び (g) 一般職員の人事

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

(担当) 総務課 電話 06 (6316) 2519